

広域的な被災者生活再建支援体制づくり ～なぜ、広域連携が求められるのでしょうか～

地震などの自然災害は、周期性があるとは言え、あらかじめ具体的な「日時」や「場所」を指定し、発災することはありません!!

今後、発生が予想される「南海トラフ地震」や「首都直下地震」などの巨大地震では、発災により、近畿圏や首都圏一帯に被害が及ぶと考えられています。

仮に「南海トラフ地震」が発災した場合、近畿圏一帯に被害が及ぶと思われます。神戸に本部を置き、近畿圏の土業団体が中心となる当・近畿災害対策まちづくり支援機構の加盟団体及び各土業専門家自身も、被災地の被災者となります。

そのため、被災地以外の、例えば、首都圏や近隣を中心とした同種の土業などの専門家団体が加盟する支援組織が、バックアップ機能を果たし、互いを補完する広域的な支援体制を構築することが求められるのです。

災害ケースマネジメントの 実践的活用に向けて

～ひとりひとりみんな何かが違うんだから～

災害ケースマネジメントは、被災された方一人ひとりの被災状況や生活する上の課題をお聞きしたうえで、専門的な能力を持つ関係者を含む多様な担い手が連携しながら、個々の課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようにマネジメントする取り組みです。それぞれの状況に応じて、医療、福祉、生活、住まい、法律、就労などの専門家が関わっていきます。

大規模な災害が起こるたびに様々な手法が生まれており、2025年の災害対策基本法の見直しでは、「福祉サービスの提供」のパッケージのひとつとして位置づけられています。



〔イラスト出展〕

災害ケースマネジメントモデル事業研修 基調講演
弁護士 津久井進氏(近畿災害対策まちづくり支援機構 事務局次長)



《全国災害復興支援土業連絡会》

近畿災害対策まちづくり支援機構、災害復興まちづくり支援機構(東京)、広島県災害復興支援土業連絡会、宮城県災害復興支援土業連絡会、静岡県災害対策土業連絡会